

資源管理・漁業所得補償対策大綱

平成 2 3 年 1 月

農林水産省

資源管理・漁業所得補償対策大綱

第1. 対策の趣旨

我が国水産業は、世界で6番目の面積の排他的経済水域を有するなど非常に高い潜在力を持ちながら、水産資源の多くが低位水準にあることや、燃油等価格の急激な変動、漁獲量の低迷等により、漁業経営は不安定な状況にある。こうした状況にかんがみ、水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持できる環境を整備していくため、平成23年度より、資源管理・漁業所得補償対策を実施する。

対策の仕組みについては、我が国における多種多様な漁業経営の実態にかんがみ、

- ① 計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者・養殖業者を対象とする、漁業共済と積立ぶらすの仕組みを活用した新たな「資源管理・収入安定対策」
- ② 漁業経営に大きな影響を与える燃油及び養殖用配合飼料の価格高騰対策として、平成22年度から実施している漁業経営セーフティーネット構築事業を活用した「コスト対策」

を組み合わせることで、総合的な所得補償対策とする。

第2. 対策の仕組み

I 資源管理・収入安定対策

計画的に資源管理や漁場改善に取り組む意欲のある者が、減収を恐れずにこれらの取組を実施することができるよう、漁業共済及び積立ぶらすの仕組みを活用し、漁業者の資源管理等への取組に対し支援することにより、漁業者・養殖業者の収入の安定を図る。

1. 本対策の対象者

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条に規定する漁獲共済の対象とする漁業を営む者（以下「漁業者」という。）又は同法第114条に規定する養殖共済若しくは同条125条の2に規定する特定養殖共済の対象とする養殖業を営む者（以下「養殖業者」という。）とする。

2. 対策の内容

(1) 減収に対する補填

① 漁獲共済・特定養殖共済の場合

本対策の対象者による資源管理又は漁場改善の取組等の結果、当該対象者の収入額が共済限度額（基準収入（個々の漁業者の直近5年の収入額のうち、最大値と最小値を除いた中庸3年の平均値）×共済限度額率）を下回った場合には、漁業共済及び現行の積立ぶらすの仕組みを再構築した新たな積立ぶらすの仕組み（（3）及び（4）参照）により、当該対象者の収入額が払戻判定金額（基準収入と共済限度額の間値）を下回った場合には、新たな積立ぶらすの仕組みにより、補填を行う。

新たな積立ふらすの補填範囲は、現行の積立ふらすと同じく、払戻判定金額と当該年の収入額の差額とする（ただし、払戻判定金額と共済限度額の差額が上限）。なお、資源状況や国民経済上の重要性から国が指定する特定の魚種・漁業種類について、強度の資源管理措置に取り組む場合、払戻判定金額を基準収入と通常の前払判定金額の中間値にまで引き上げ、補填範囲を拡大する。

② 養殖共済の場合

本対策の対象者が営む養殖業に係る養殖水産動植物について、同一の原因により死亡、逃亡などした場合には、養殖共済による補填を行う。

また、出荷価格の下落に対しては、現行の積立ふらすの仕組みを再構築した新たな積立ふらすの仕組み（（3）及び（4）参照）により、補填を行う。

（2）漁業共済の掛金に関する補助

漁業災害補償法に基づき行われている現行の漁業共済の掛金補助とは別途、漁業者による資源管理又は養殖業者による漁場改善の取組に対する補助として、漁業共済の掛金に関する国庫補助を行う。^{（注1）}

（注1）この補助による支援は、平均して共済掛金額の30%に相当。【別紙1参照】

（3）積立ふらすの積立金に関する補助

（2）とあわせ、対象者による資源管理又は漁場改善の取組に対する補助として、積立ふらすの積立金に関する国庫補助を行う。^{（注2）}

（注2）積立ふらすにおける補助額は、積立金の国庫負担分に相当（漁業者・養殖業者と国の積立金の負担割合は現行の1：1→1：3）。

（4）積立ふらすの要件の見直し等

- ① 現行の積立ふらすにおける経営改善の取組要件（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条の改善計画の作成）、所得に関する要件及び主業・年齢要件については不要とする。
- ② 漁業者・養殖業者による積立金額の上限及び下限は設けないこととする。
- ③ 養殖共済の積立ふらすについて、適正養殖可能数量の設定に対応するため、当該年の出荷金額（当該年の平均出荷価格（地域別に算定）×当該年の出荷重量）が基準出荷金額（標準出荷価格（地域別に算定）×基準出荷重量（当該年の出荷重量÷0.95））の90%の水準（払戻判定金額）を下回った場合に、その差額を補填（ただし、払戻判定金額と最低基準金額（基準出荷金額の80%の水準）の差額が上限）する仕組みとする。

3. 要件

（1）漁業者の場合

国及び都道府県が策定する資源管理指針^{（注3）}に沿って、漁業協同組合、業種別漁業団体等（以下「漁業者団体」という。）が作成する資源管理計画^{（注4）}に定められた資源管理措置^{（注5）}を確実に実施し、資源管理協議会によりその実施について履行確認が行われていること、漁業共済の契約割合が原則30%以上^{（注6）}であることを要件とする。

(注3) 資源管理指針は、国及び都道府県ごとに、今後の水産資源管理の方向を示す基本的指針として、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方針を内容とし、許可等の管理主体別に1つずつ策定するものとする。【別紙2参照】

(注4) 資源管理計画は、資源管理指針に基づき、漁業者が行う自主的資源管理措置を内容として作成することとし、国又は都道府県の確認を受けるものとする。【別紙3参照】

(注5) 資源管理指針及び資源管理計画に記載すべき自主的資源管理措置の取組の例は下記のとおりとし、A類の措置を実施する場合にあってはA類の措置を1つ以上、A類の措置を実施しない場合にあっては、B類又はC類のうち、B類を含む2つ以上を必須とする。

分類	概要	自主的資源管理措置の例
A類	漁業者の操業そのものを自粛することで漁獲努力量を削減するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・予め期間や日程を決めた休漁 ・漁業者毎の漁獲量の上限設定 ・1日あたりの操業時間の上限設定
B類	漁業者の操業そのものを自粛するものではないが、他の手法により漁獲努力量を削減するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・区域、期間別の複数による総量上限設定 ・漁具規制 ・漁獲物規制(体長制限、小型魚保護等) ・操業回数上限設定 ・操業区域規制(保護区域等)
C類	漁獲努力量を制限するものではないが、資源の増大に資するものであると水産庁長官が認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗放流 ・漁場の整備(藻場造成、海底耕耘等)

(注6) ただし、100トン以上の漁船漁業については20%以上、20トン未満の漁船漁業及び小型定置漁業については40%以上とする。

(2) 養殖業者の場合

良好な漁場環境を維持するために持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条に規定する漁場改善計画^(注7)において定める漁場ごと、養殖種類ごとの投入する種苗の数量や施設数の上限（以下「適正養殖可能数量」^(注8)という。）を遵守した生産を行い、資源管理協議会によりその実施について履行確認が行われていること、漁業共済の契約割合が原則30%以上^(注9)であることを要件とする。

(注7) 漁場改善計画は、同法第4条の規定に基づき、漁業協同組合等が作成し、都道府県知事（国直轄の漁場改善計画対象地域については農林水産大臣）の認定を受ける。認定済みの漁場改善計画については、本対策に参加するために適正養殖可能数量を設定し、改めて認定を受ける必要がある。

(注8) 適正養殖可能数量の設定については、別紙4を参照。

(注9) ただし、使用するいかだの台数が30台未満の真珠養殖業（養殖共済）及び使用するいかだの台数が20台未満の真珠母貝養殖業（特定養殖共済）については40%以上とする。

4. 推進体制（資源管理協議会の設置）

本対策の推進のため、国及び各都道府県ごとに、行政機関（水産庁又は都道府県）を事務局とする資源管理協議会を置く。

資源管理協議会の構成員は、行政機関、試験研究機関、漁業者団体及び漁業共済団体とし、以下の各項目を実施することとする。

（1）資源管理指針に係る検討

資源管理指針の策定及び見直しに当たり、想定される資源管理措置の効果、漁業経営に及ぼす影響、資源管理措置の履行確認方法等の検討

（2）資源管理計画の作成に係る作成指導及び助言

漁業者団体による資源管理計画の作成及び見直しに関する作成指導及び助言

（3）履行確認

- ① 漁業者団体の作成する資源管理計画が確実に履行されているかの確認
- ② 漁業協同組合等の作成する漁場改善計画における適正養殖可能数量が遵守されているかの確認

5. 留意事項

（1）要件に違反した場合の措置

① 資源管理要件に違反した場合

対策に加入する漁業者が資源管理計画に定められた措置を実行していないことが明らかになった場合^(注10)には、漁業共済団体は、本対策における漁業共済の掛金に関する補助相当額について追加徴収を行うとともに、積立ぷらすについては契約を解除^(注11)する。この際、既に積立金の払戻を行っている場合には、払戻額のうち国庫負担相当分を返還させる。

なお、当該漁業者が追加徴収等に応じない場合、漁業共済団体は、当該漁業者に対し、本対策への加入を拒否するなどの対応をとることとする。

（注10）資源管理計画と関連する公的規制に違反し、処分を受けた場合についても、同様の扱いとする。

（注11）積立ぷらすを解除した際に、漁業者積立金が残存している場合は、その相当額は返還する。

② 漁場改善要件に違反した場合の措置

対策に加入する養殖業者が漁場改善計画に定められた適正養殖可能数量を遵守していないことが明らかになった場合には、上記①と同様の対応をとることとする。

（2）現行積立ぷらすの取扱い

現行の積立ぷらすについては、平成23年度以降の新規募集は行わない。ただし、現行の積立ぷらすに加入しており、本対策に加入しない者は、現行の積立ぷらすにおける契約期間（5カ年）内は、事業を継続することができる。

（3）既存の共済掛金補助事業の扱い

① 漁業共済経営環境変化特別対策事業

本対策に加入する者は、漁業共済経営環境変化特別対策事業による共済掛

金の補助を受け取ることはできない。

② 漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業

日韓・日中協定の発効に伴う暫定水域等の設定及び相手国漁船の入漁により相当の影響を受ける者を対象とする韓国・中国等外国漁船操業対策事業による共済掛金の補助については、漁業者負担分について従来どおりの割合を助成する。

II. コスト対策

資源管理・漁業所得補償対策では、平成22年度より実施している「漁業経営セーフティーネット構築事業」をコスト対策として実施する。

1. 対象者

事業主体と積立契約^(注12)を結び、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入した漁業者・養殖業者とする。

(注12) 積立期間は3年間とし、積立の方法、補填金の支払い、対象期間等の基本的事項を取り決めるもの。

2. 要件

本事業の実施主体との積立契約に基づき、毎年、数量申込^(注13)を行い、所要の積立金を払い込むことを要件とする。

(注13) 有効期間を1年間とし、当該年度の補填の対象となる燃油・配合飼料購入数量、当該年度の積立額等を申し込むもの。

3. 対策の内容

(1) 燃油・養殖用配合飼料の価格が高騰した場合の補填

燃油については原油価格、配合飼料については輸入原料価格の当該四半期の平均価格が直近2年間の平均価格に115%を乗じた価格を超えた場合^(注14)に、超えた部分について漁業者・養殖業者に補填金が支払われる。

(注14) 配合飼料については、輸入原料価格の上昇に加え、製品としての配合飼料価格が上昇している場合に上記の部分が補填金となる。

(2) 積立金補助

漁業者・養殖業者に支払われる補填金の内訳は、1/2が自らの積立金、1/2が国の助成金となる。

別紙 1

漁獲共済

区分		補助率(①) (資源管理・漁業所得補償対策)		
	規模 (漁船トン数)	義務 加入	連合 加入	単独 加入
第1号漁業		17.5%	33.8%	-
第2号漁業	10t未満	20.0%	35.0%	50.0%
	10t~20t	25.0%	37.5%	50.0%
	20t~50t	27.5%	42.5%	50.0%
	50t~100t	32.5%	45.0%	50.0%
	100t以上	50.0%		
	小型定置	20.0%	35.0%	50.0%
	大型定置	30.0%	40.0%	50.0%

(参考) 漁業災害補償法における補助率(②)		
義務 加入	連合 加入	単独 加入
65.0%	32.5%	-
60.0%	30.0%	0%
50.0%	25.0%	0%
45.0%	15.0%	0%
35.0%	10.0%	0%
0%		
60.0%	30.0%	0%
40.0%	20.0%	0%

(参考) ①+②		
義務 加入	連合 加入	単独 加入
82.5%	66.3%	-
80.0%	65.0%	50.0%
75.0%	62.5%	50.0%
72.5%	57.5%	50.0%
67.5%	55.0%	50.0%
50.0%		
80.0%	65.0%	50.0%
70.0%	60.0%	50.0%

養殖共済

区分		補助率(①) (資源管理・漁業所得補償対策)		
	規模(いかに・網い けす台数)	義務 加入	連合 加入	単独 加入
かき	50台未満	25.0%		
	50台~80台	33.3%		
	80台~160台	37.5%		
	160台以上	55.0%		
真珠	15台未満	22.5%		
	15台~30台	25.0%		
	30台~50台	33.3%		
	50台~100台	37.5%		
	100台以上	55.0%		
魚類	8台未満	25.0%		
	8台~13台	33.3%		
	13台~25台	37.5%		
	25台以上	55.0%		

(参考) 漁業災害補償法における補助率(②)		
義務 加入	連合 加入	単独 加入
50.0%		
33.3%		
25.0%		
0%		
55.0%		
50.0%		
33.3%		
25.0%		
0%		
50.0%		
33.3%		
25.0%		
0%		

(参考) ①+②		
義務 加入	連合 加入	単独 加入
75.0%		
66.7%		
62.5%		
55.0%		
77.5%		
75.0%		
66.7%		
62.5%		
55.0%		
75.0%		
66.7%		
62.5%		
55.0%		

特定養殖共済

区分		補助率(①) (資源管理・漁業所得補償対策)		
	規模(網ひびさく数・ いかに台数)	義務 加入	連合 加入	単独 加入
のり等	6,500さく未満	22.5%	36.3%	50.0%
	6,500さく以上	55.0%	52.5%	50.0%
わかめ こんぶ	500台未満	22.5%	36.3%	50.0%
	500台以上	55.0%	52.5%	50.0%
真珠母貝	15台未満	22.5%	36.3%	50.0%
	15台~30台	25.0%	37.5%	50.0%
	30台~50台	33.3%	41.7%	50.0%
	50台~100台	37.5%	43.8%	50.0%
	100台以上	55.0%	52.5%	50.0%
ほたて貝	145台未満	25.0%	37.5%	50.0%
	145台~229台	33.3%	41.7%	50.0%
	229台~450台	37.5%	43.8%	50.0%
	450台以上	55.0%	52.5%	50.0%
特定かき	50台未満	25.0%	37.5%	50.0%
	50台~80台	33.3%	41.7%	50.0%
	80台~160台	37.5%	43.8%	50.0%
	160台以上	55.0%	52.5%	50.0%

(参考) 漁業災害補償法における補助率(②)		
義務 加入	連合 加入	単独 加入
55.0%	27.5%	0%
0%	0%	0%
55.0%	27.5%	0%
0%	0%	0%
55.0%	27.5%	0%
50.0%	25.0%	0%
33.3%	16.7%	0%
25.0%	12.5%	0%
0%	0%	0%
50.0%	25.0%	0%
33.3%	16.7%	0%
25.0%	12.5%	0%
0%	0%	0%
50.0%	25.0%	0%
33.3%	16.7%	0%
25.0%	12.5%	0%
0%	0%	0%

(参考) ①+②		
義務 加入	連合 加入	単独 加入
77.5%	63.8%	50.0%
55.0%	52.5%	50.0%
77.5%	63.8%	50.0%
55.0%	52.5%	50.0%
77.5%	63.8%	50.0%
75.0%	62.5%	50.0%
66.7%	58.3%	50.0%
62.5%	56.3%	50.0%
55.0%	52.5%	50.0%
75.0%	62.5%	50.0%
66.7%	58.3%	50.0%
62.5%	56.3%	50.0%
55.0%	52.5%	50.0%
75.0%	62.5%	50.0%
66.7%	58.3%	50.0%
62.5%	56.3%	50.0%
55.0%	52.5%	50.0%

資源管理指針について

1. 資源管理指針の位置づけ

- (1) 資源管理指針（以下「指針」という。）とは、国及び各都道府県が、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方策を内容として策定し、今後の資源管理のあり方の基本方針として位置づけられるものであり、その策定主体は、国、都道府県ごとに、それぞれ許可等の管理主体別に区分することとする。
- (2) また、指針は、国及び都道府県の各々で策定したものが、全体として我が国周辺資源の資源管理として体系化されるものであることから、都道府県指針については、他都道府県とのバランス等を確認するため、策定に際し、国との協議を求め、全体の整合性を図ることとする。

2. 資源管理指針の記載内容

- (1) 資源管理指針においては、以下の内容を記載する。
- ア 国又は各都道府県における海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的考え方
 - イ 海洋生物資源（魚種）ごとの資源動向等、漁業種類ごとの漁獲の状況等
 - ウ 実施すべき自主的資源管理措置
 - エ 資源管理措置ごとの履行確認手段及び方法
- (2) その他資源管理に必要な措置として、上記（1）に記載する項目のほか、都道府県等が行う種苗放流や藻場、干潟の造成、魚礁整備など資源の積極的増大策の推進などについて記載するとともに、現在自主的に行っている資源管理措置等については引き続き実施する旨を記載し、現行の資源管理の取組が後退しないよう配慮する。

3. その他

資源管理指針は、国及び都道府県の資源管理に対する基本姿勢を示すものであることから、国においては水産政策審議会の、都道府県においては海区漁業調整委員会の意見を聴くこととし、策定の際には、広く公表するものとする。

資源管理計画について

1. 資源管理計画の位置づけ

- (1) 資源管理計画は、指針に基づき関係漁業者団体が漁業種類ごとに、漁業者が自主的に行う資源管理措置を内容として作成するものである。
- (2) 資源管理計画は、国又は都道府県が策定する資源管理指針に沿って作成するものとし、計画が指針に沿ったものであるかについて、国又は都道府県による確認を受けることとする。

2. 資源管理計画の記載内容

- (1) 資源管理計画においては、以下の内容を記載する。
 - ア 計画対象魚種・漁業種類の現状、対象海域、対象資源
 - イ 対象資源の資源状況又は漁獲状況、今後の管理目標等
 - ウ 管理目標を達成するための資源管理措置
 - エ 資源管理措置ごとの履行確認手法、確認に必要な提出資料一覧
 - オ 取組期間
- (2) その他の記載内容として、資源管理計画の管理体制、計画遵守を徹底するための管理体制等や、参加・脱退、計画の変更・中止に関する記載を設ける。また、現在自主的に行っている資源管理措置等については引き続き実施する旨を記載し、現行の資源管理が後退しないよう配慮する。

3. その他

資源管理計画の参加者の範囲を特定する必要から、計画には、参加者名簿を添付することとする。

適正養殖可能数量の設定について

1. 適正養殖可能数量の設定

(1) 適正養殖可能数量の単位

- ① 魚類養殖については、投入する種苗の尾数とする。
- ② 貝類養殖については、施設数（台数、はえ縄の幹縄数）とする。
なお、施設数の代わりに、種苗（稚貝）数、付着器数を適正養殖可能数量として設定することも可とする。
- ③ 藻類養殖については、施設数（柵数、はえ縄の幹縄数）とする。
なお、施設数の代わりに、種苗糸の長さ、網数を適正養殖可能数量として設定することも可とする。

(2) 適正養殖可能数量の設定

適正養殖可能数量は、漁場改善計画の対象となる漁場全体を対象とし、養殖種類ごとに設定することとし、以下のいずれかにより設定する。

- ① 平成18年から22年までの5年間の実績値の最大値と最小値を除いた中庸3年間の平均（以下「5中3」という。）を基準値とし、基準値を5%以上上下回る数量を適正養殖可能数量とする。
ただし、18年の資料が無い場合は「直近4年平均」、19年の資料が無い場合は「直近3年平均」、20年の資料が無い場合は「直近2年平均」、21年の資料が無い場合は22年の実績値を基準値とする。
- ② 平成18年から22年までの種苗投入尾数等の「5中3」が、平成8年から12年までの「5中3」を10%以上上下回っている場合は、平成18年から22年までの「5中3」を適正養殖可能数量とする。
過去の資料がない場合の取扱いは上記①のただし書きと同様である。
- ③ コンブ養殖及びワカメ養殖については、平成22年の実績値が①の基準値の95%の数量を超える場合であっても、当該実績値と当該数量の差分（未達分）のコンブ・ワカメ生産により得られる利益に相当する費用を負担して、ウニやアワビによる食害が生じている海域において、収穫を目的とせず、ウニなどの食圧分散のためのエサとしてのコンブ・ワカメの施設を設置したとき^(注1)は、平成22年の実績値を適正養殖可能数量として設定することも可とする。

(注1)

ア) 養殖業者が自ら施設を設置する場合

基準値の25%に相当する施設の数に未達割合(未達分を基準値で除したものを)を乗じた数の施設を設置するものとする。

イ) 施設は養殖業者以外の第三者(漁協、NPO法人等)が設置し、養殖業者は当該設置に係る費用の全部又は一部を負担する場合

基準収入の20%に相当する額に未達割合を乗じた額を施設の設置者に支払うものとする。

(3) 養殖対象種の転換を伴う適正養殖可能数量の設定

一の漁場において複数の養殖対象種を生産する場合であって、養殖対象種の一部について基準値の95%((2)の②により適正養殖可能数量を設定する場合にあっては基準値。以下同じ)に満たない数量を適正養殖可能数量として設定するときは、基準値の95%の数量と適正養殖可能数量の差分の数量(超過削減数量)については、その他の養殖対象種に係る適正養殖可能数量の設定に当たって、当該養殖対象種に係る基準値の95%の数量に加えることも可とする。

この場合において、超過削減数量は、都道府県知事が養殖対象種ごとの漁場への負荷の程度及び生物的特性に関する科学的知見に基づき定める基準に沿って、加算しようとする養殖対象種に相当する数量に換算して加えるものとする。また、都道府県知事が当該基準を定めるに当たっては、他都道府県とのバランス等を確認し、全体の整合性を図るため、国と協議することとする。

(4) 新規漁場における適正養殖可能数量の設定

新たな漁場で新規に養殖を開始する場合には、漁場に対する負荷が過大なものとなることを防止する観点から、近隣の漁場の適正養殖可能数量に基づき当該新規漁場の適正養殖可能数量を設定する^(注2)ものとする。

(注2) 近隣漁場の区画漁業権漁場面積当たり数量×新規漁場の区画漁業権漁場面積による。

近隣漁場の区画漁業権漁場面積当たり数量は、近隣漁場における養殖対象種ごとの適正養殖可能数量を新規漁場における養殖対象種に係る数量に換算して合計したものを、近隣漁場の区画漁業権漁場面積で除して得るものとする。また、換算は、(3)の都道府県知事が定める基準に沿って行うものとする。

2. 履行確認の方法

適正養殖可能数量が遵守されているかの確認については、漁場改善計画の対象漁場内に投入した種苗の数量又は施設数の実績が適正養殖可能数量の範囲内となっているかどうかにより判定する。

ただし、適正養殖可能数量を、漁場内の養殖業者の合意の下に、対象漁場を複数区域（当該区域において一の養殖業者が養殖業を営む場合も含む。）に分割した区域ごとに配分した場合^(注3)には、各区域ごとに履行確認を行うことができる。

（注3）この場合においては、漁場改善計画に漁場全体の適正養殖可能数量を記載するほか、適正養殖可能数量を対策に参加する漁協、加入区又は養殖業者単位で配分した数量を記載することとなる。